

平成28年度市民参加対象事項の取組実績に対する 安城市市民参加推進評価会議の評価結果について

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名のメンバーで構成されています。

（敬称略）

役職	氏名	職名	区分
会長	鳥居 保	安城市町内会長連絡協議会会長	公共的団体
副会長	中根 敬子	さんかく21・安城代表	市民団体
委員	荻野 留美子		公募市民
〃	柘植 千恵		
〃	野田 敏男		
〃	山下 眞志		
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ会長	市民団体
〃	加藤 早苗	NPO法人育て上げネット中部虹の会 理事長	
〃	大坪 久乃	安城商工会議所青年部	公共的団体

2 市民参加の対象

条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に対象事項の内容を

考慮して、次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

4 評価結果

平成28年度に市が取り組んだ市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- (1) 予定どおり実施されていたか
- (2) 市民参加の回数等は十分だったか
- (3) 市民の意見を反映させていたか

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(1)	予定どおり	おおむね予定どおり	予定どおりでない	
		(2)	十分である	おおむね十分	十分でない	
		(3)	反映していた	おおむね反映	反映していない	
1	第6次行政改革大綱の策定	(1)	予定どおり			経営管理課
		(2)	十分である			
		(3)	おおむね反映			
2	安城市公共施設等総合管理計画の策定	(1)	予定どおり			経営管理課
		(2)	おおむね十分			
		(3)	おおむね反映			
3	第4次安城市男女共同参画プランの策定	(1)	予定どおり			市民協働課
		(2)	十分である			
		(3)	反映していた			
4	第2次安城市市民協働推進計画の策定	(1)	予定どおり			市民協働課
		(2)	十分である			
		(3)	反映していた			
5	第10次安城市交通安全計画の策定	(1)	予定どおり			市民安全課
		(2)	十分でない			
		(3)	おおむね反映			
6	安城市地震対策アクションプランの策定	(1)	予定どおり			危機管理課
		(2)	おおむね十分			
		(3)	おおむね反映			
7	第5期障害福祉計画（障害児福祉計画）の策定	(2)	おおむね十分			
		(3)	おおむね反映			

8	あんジョイプラン8の策定	(1)	予定どおり	高齢福祉課
		(2)	おおむね十分	
		(3)	おおむね反映	
9	第2次安城市食料・農業・交流基本計画の策定	(1)	予定どおり	農務課
		(2)	十分である	
		(3)	おおむね反映	
10	安城市雨水マスタープランの見直し	(2)	おおむね十分	土木課
		(3)	おおむね反映	
11	空家等対策計画の策定	(1)	おおむね予定どおり	建築課
		(2)	おおむね十分	
		(3)	おおむね反映	
12	エコサイクルシティ計画の改訂	(1)	予定どおり	都市計画課
		(2)	おおむね十分	
		(3)	おおむね反映	

※No. 7. 10. の(1)は、予定評価時に未計上のため記載していません。

5 対象事項への意見等

対象事項名	1 第6次行政改革大綱の策定 【経営管理課】
事業の概要	第5次行政改革大綱が終了するが、引き続き安城市として行政改革に取り組んでいく必要があるため第6次行政改革大綱として新たな指針を策定し、行政改革に取り組んでいく。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・予定どおり審議会3回開催したのは良い。 ・行政改革審議会委員における公募市民及び女性の割合、全ての項目における情報公開、パブリックコメントでの市民意見への誠意ある回答などから市民参加に大変前向きに取り組んでおり、大いに評価できる。

対象事項名	2 安城市公共施設等総合管理計画の策定 【経営管理課】
事業の概要	総務省の策定方針に基づき、安城市のインフラ施設を含めた公共施設等総合管理計画を、平成28年度中に策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針で裁量の余地がないという点で市民参加への取組は妥当である。 ・パブリックコメントでの市民意見への誠意ある回答などから市民参加に大変前向きに取り組んでおり、大いに評価できる。

対象事項名	3 第4次安城市男女共同参画プランの策定【市民協働課】
事業の概要	安城市男女共同参画推進条例第10条に基づき、第4次安城市男女共同参画プランを策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所500社にアンケート調査したこと、さらに高校生の回答率も高く、広く市民の意見を聞いており評価できる。 ・男女共同参画審議会委員の公募市民の割合及び女性の割合、情報の公開が全ての項目で公開した点より市民参加に大変前向きに取り組んでおり、おおいに評価できる。 ・アンケートだけでなく各種団体等へヒアリングを実施し、プラン策定に活用したことは評価できる。

対象事項名	4 第2次安城市市民協働推進計画の策定【市民協働課】
事業の概要	安城市市民協働推進条例第8条及び第9条に基づき次期安城市市民協働推進計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲的にワークショップを行い、公募市民、町内会、NPO法人市職員から参加を得て実施しており評価できる。 ・フォーラムを開催し、その課題を計画策定に活用することは評価できる。 ・市民協働推進会議委員の公募市民率及び女性率、情報の公開が全ての項目で公開した点、ワークショップのメンバーの公募、成果物の公開、フォーラムの公開と市民参加に大変前向きに取り組んでおり、おおいに評価できる。 ・アンケート対象を16歳以上とした点がよい。

対象事項名	5 第10次安城市交通安全計画の策定【市民安全課】
事業の概要	交通安全対策基本法第26条に基づき、第10次安城市交通安全計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・安城市交通安全対策会議の委員に公募市民及び女性がいないのは良くない。交通安全の主旨からも数名は女性を入れ、女性の意見を取り入れる必要がある。 ・計画の内容から判断して、審議会等に市民参加が無く、情報公開が不十分な点は、自治基本条例及び市民参加条例の主旨を考慮すれば一層の改善が望まれる。関係条例の改正等の早期の対応を要望する。

対象事項名	6 安城市地震対策アクションプランの策定 【危機管理課】
事業の概要	各部局にける地震防災・減災に間留守施策を統合し、総合的かつ計画的に推進する行動計画として、安城市地震対策アクションプランを策定する。
意見	・ワークショップの参加者を減災まちづくり研究会の人だけに限定したのは、女性・外国人・子どもの視点に欠け、また防災会議等に諮問せずに策定されたことは自治基本条例及び市民参加条例の主旨を考慮すれば一層の改善を望む。

対象事項名	7 第5期障害福祉計画（障害児福祉計画）の策定 【障害福祉課】
事業の概要	国の基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。前回計画の評価と課題の把握を行うとともに新たな課題について検討し、見直しを行うこととなった。
意見	・障がい者本人だけでなく、その家族の参加もあり良い。一般市民の参加も理解を深める意味で必要だと思う。

対象事項名	8 あんジョイプラン8の策定 【高齢福祉課】
事業の概要	高齢者の福祉全般にわたる施策に関する高齢者福祉計画及び介護保険事業運営の基本となる介護保険事業計画を策定。
意見	・アンケートについては、多くの方にアンケートされ回収率も高く意見反映できることを期待する。

対象事項名	9 第2次安城市食料・農業・交流基本計画の策定 【農務課】
事業の概要	安城市農業基本条例第11条に基づき、第2次安城市食料・農業・交流基本計画を策定する。
意見	・農業従事者が減少傾向となっているため、農業従事者の意見を広く組み入れられると良い。 ・安城市農業振興協議会に公募市民を入れるべきである。

対象事項名	10 安城市雨水マスタープランの見直し【土木課】
事業の概要	より水害に強く、水環境にやさしいまちづくり「あめの恵みを活かす安城」を目指し、市全体で取り組むべき方向を示す計画の中間見直しを行う。
意見	・一般市民の理解を深めるため、委員会に公募市民及び女性を入れるべきである。

対象事項名	11 空家等対策計画の策定【建築課】
事業の概要	空家等対策特別措置法に基づく、安城市空家等対策計画（仮称）の策定をする。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等が含まれることから全てを非公開にするのではなく、個人情報に該当する部分を削除して公開する等の改善が望まれる。 ・空家等対策協議会における女性委員は男女共同参画プランの目標値32%を目指すべきである。 ・アンケートの回収率が高く、計画への反映に期待する。

対象事項名	12 エコサイクルシティ計画の改訂【都市計画課】
事業の概要	現計画の内容を基本とし、新たな施策、成果指標を設定した計画に改訂する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートは自転車の利用の多い中学生・高校生も含めるべきではないか。 ・エコサイクルシティ計画改訂委員会に公募市民も女性委員を登用すべきである。

6 市民参加の推進全般に関するご意見等

・アンケートは、郵送で提出いただく以外にもメールやFAX等での回答方法も検討してはどうか。
